

市民団体協働補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魅力ある釧路市のまちづくりに貢献する市民の自主的な新しい活動を支援し、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進する市民団体に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 10人以上の構成員を有し、代表者及び構成員の8割以上が釧路市民である団体。
- (2) 釧路市内に事務所を置き、主に市内で活動している団体。
- (3) 定款、規約又は会則を有し、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる、自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する団体。
- (4) 社会一般に活動内容が開かれ、活動に賛同する市民だれもが加入可能な団体、規約であること。(町内会等の地縁的な団体、職業を同じくする者の団体及び組合又は趣味のサークル等は除く。)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、一団体一事業とし、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や、多くの市民参加が見込まれる、公益性のある事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 市民協働を進めていくために必要と認める事業。
- (2) 釧路市のまちづくりに必要と認める事業。
- (3) 当該年度に始まり、当該年度内で終わる事業。
- (4) その他市長が必要と認める事業。

2 前項各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

- (1) この補助金の申請年度に当該事業について釧路市からの他の補助金、助成金を受けている事業。
- (2) 過去に同一の事業で他の市町村から補助を受けたことがある事業。
- (3) この補助金を既に2回受けたことがある事業。
- (4) 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業。
- (5) 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業。
- (6) その目的が主に物品販売である事業。
- (7) 政治活動、宗教活動、他の団体を補助する活動、営利を目的とした活動。

(補助対象事業費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、前条に規定する補助対象事業実施に要する経費から、次の経費（以下「補助対象外経費」という。）を除いたものとする。

- (1) 当該団体の経常的な運営維持管理経費。
- (2) 当該団体構成員に対する人件費、飲食費、謝礼、旅費等。
- (3) 飲食費、備品購入費。
- (4) 5万円を超える謝礼。
- (5) 物品販売に係る経費。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象団体につき補助対象事業費の2分の1以内かつ20万円以内で市長が予算の範囲内で定める額とし、原則として単年度限りの補助とする。ただし、事業の性格などを考慮し適当と判断した場合は、2回まで交付することができるものとする。2回目の補助金額は補助対象事業費の2分の1以内かつ当該事業に対する1回目の補助金交付額の2分の1以内とする。

2 過去に「釧路市まちづくり推進事業補助金」の交付を受けたことのある事業については申請することはできないものとする。

(補助金の交付要望)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「要望者」という。）は、補助金交付要望書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、提出を求める関係書類に個人情報を含む場合は、釧路市個人情報保護条例の規定により取り扱うものとする。

(補助事業の審査及び決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付要望書の内容について、有識者による審査会において審査を行い、審査終了後、市長がその結果を公表及び要望者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により補助事業の決定の通知を受けたもの（以下「申請者」という。）は、原則30日以内に補助金交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 なお、申請者は、次の各号に該当する場合に、交付決定した補助金の変更要件が発生した場合には速やかに届出をしなければならない。

- (1) 事業内容及び事業予算額に変更が生じる場合。(第5号様式)
- (2) 団体名、代表者名、事業名、住所、事業期間、代表者印の変更が生じる場合。(第6号様式)

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けたものは、当該事業完了後1ヶ月以内もしくは当該年度の3月31日までに事業実績報告書(第7号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 前条の実績報告書の提出があったときは、市長は直ちにその内容を確認し、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助金の交付決定を受けたものは、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後に補助金を請求するものとする。

2 ただし、申請者が希望する場合は、事業の完了前において交付決定された補助金の4分の3以内の額を請求することができるものとする。申請者はこれを受けようとするときは、補助金概算払申請書(第9号様式)及び資金収支計画書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第13条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業の実施が困難となり、事業等中止承認申請書(第11号様式)を提出したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金を受けることについて不正の行為があったとき。
- (4) その他法令等に違反する等補助することが不相当と認められる事実があったとき。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。